

茨城県内重要文化財指定の神社建築

茨城県には、重要文化財に指定された神社建築物が8件ある。

(名称は茨城県教育委員会の“いばらきの文化財一覧(国指定)”の表記に準拠、ただし一部変更)

(文化財の名称)	(種類)	(所在地)
水戸八幡宮本殿	本殿	水戸市八幡町

(「八幡宮」が正式名称で、「水戸」はつかない。県教育委員会の資料でも「八幡宮」である。)

笠間稻荷神社本殿	本殿	笠間市笠間
----------	----	-------

(附棟札1枚)

内外大神宮(ないげだいじんぐう)	本殿他	筑西市小栗
------------------	-----	-------

(内宮本殿、外宮本殿、御遷殿)

大宝八幡宮本殿	本殿	下妻市大宝
---------	----	-------

(以前は「大宝八幡神社」という時期があった。県教育委員会の資料は「大宝八幡神社」である。)

鹿島神宮本殿・拝殿・幣殿・石の間	本殿他	鹿嶋市宮中
------------------	-----	-------

(附棟札2枚)

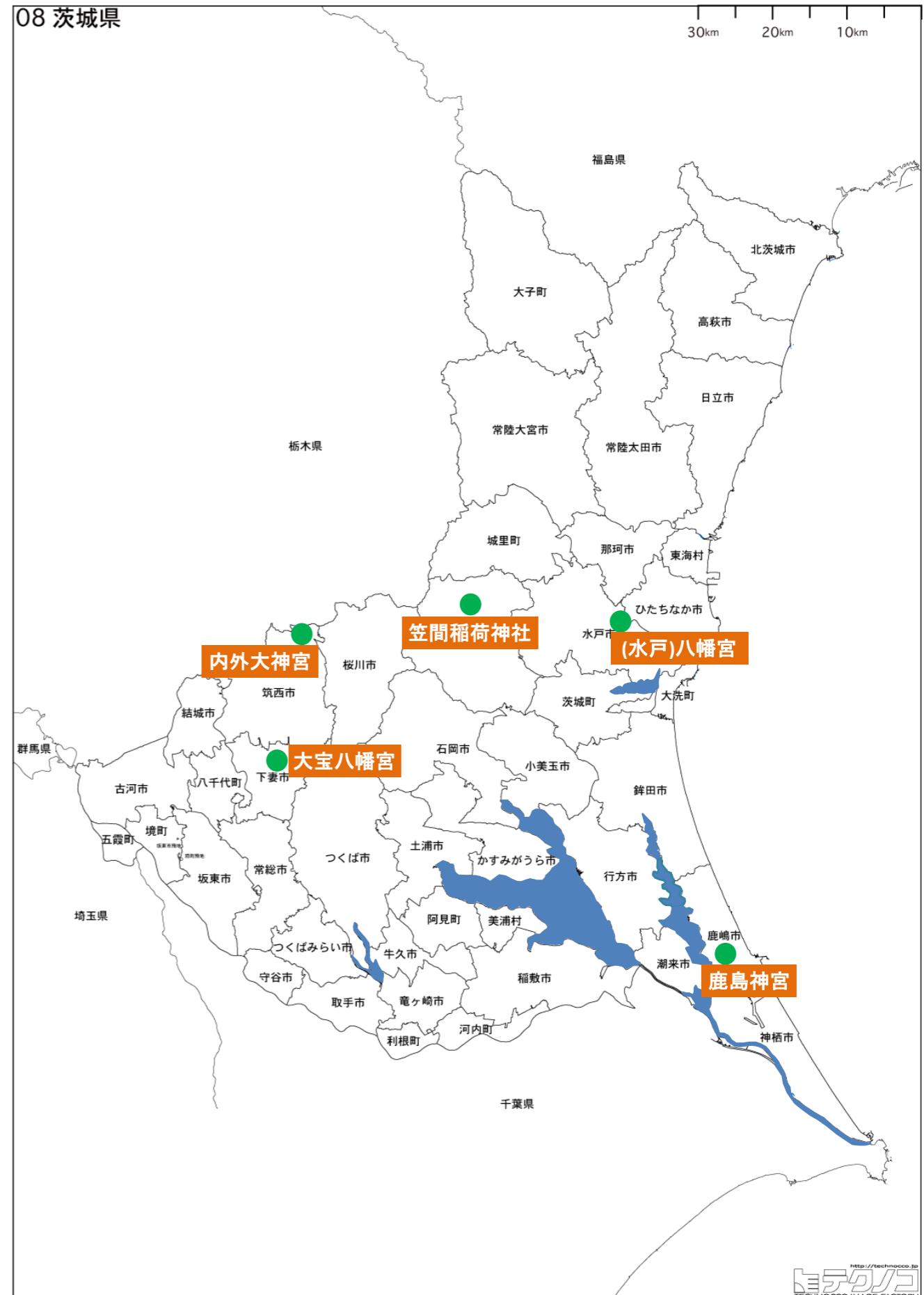
鹿島神宮摂社奥宮本殿(おくのみや)	本殿	鹿嶋市宮中
-------------------	----	-------

(附棟札1枚)

鹿島神宮楼門	楼門	鹿嶋市宮中
--------	----	-------

鹿島神宮仮殿(かりでん)	仮殿	鹿嶋市宮中
--------------	----	-------

08 茨城県



参考 文化財保護法における重要文化財の規定など

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、(中略)その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの(中略) (以下「有形文化財」という。)

第四条 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。